



申2号「『現業機関における新たな役割について』に関する解明申し入れ」を提出！

JR東労組は、7月14日に会社から「現業機関における新たな役割について」の提案を受けました。

会社は提案時において「新たな価値創造・課題解決等を主体的に担っていける一般社員に新たな役割を設ける」「現業機関は今まで以上に責任が重くなり、役割を果たしていく」「組織と仕事のやり方が変わってきている。非常に重要な時期に差し掛かってきている」などの見解を示しましたが、新設されるイノベティブスタッフが行う業務内容や規模感、指定する基準など明確にならず不明な点が多くあります。

提案以降、職場議論を行ってきていますが、組合員からは「管理者の補佐は主務職がおこなうべきもので新たに新設する理由が分からない」「今まで以上に社員への負担が増すのではないか」「イノベティブスタッフの新設によって、職場において過度な競争が生まれてしまうのではないか」など意見や危惧する声が挙げられています。また、職務手当の見直しについても示されていますが、組合員からは「職務手当の支給基準が分からない」など職務手当への疑問の声も上がっています。

今後、今提案内容を実施する目的や具体的な内容の解明をするため、団体交渉を行います。

<要求項目>

1. 現業機関における新たな役割について、イノベティブスタッフを新設し、新たな役割を設ける目的を明らかにすること。
2. イノベティブスタッフの発令にあたり、指定基準を明らかにすること。
3. イノベティブスタッフとして指定された社員の指定解除をする場合の考え方を明らかにすること。
4. イノベティブスタッフとして指定される社員の規模感について考え方を明らかにすること。
5. 主務職以外の主任職等の社員がイノベティブスタッフに指定された際の、職制としての指揮命令とイノベティブスタッフとしての役割との整合性を明らかにすること。
6. イノベティブスタッフの発令により主務職は基準内賃金（教育手当 42,000円）、主任職等は基準外賃金（職務手当 11,500円）とした根拠を明らかにすること。
7. 職務手当を支給されている主任職等が、イノベティブスタッフに発令された場合、職務手当を併給するのか明らかにすること。



新たな役割を新設する目的など具体的に解明するため団体交渉を行っていきます！